

「コロナスサポーターズ倶楽部」会則

- 第1条(名称) 1. 本会は、「コロナスサポーターズ倶楽部」(略称:「サポート隊」と称する。
2. サッカークラブチームの【FCコロナス】トップチーム・第1種(社会人)、【FCサンコロナス】U-15:Jrユース・第3種(中学生)、【コロナスJr.スポーツ少年団】U-12:ジュニア・第4種(小学生)(…以下総称を《チーム・コロナス》と称する)で頑張っているイレブン、を、老若男女を問わず常に熱いハートで応援し続けていく、任意団体(応援会)です。
- 第2条(事務所) 1. 本会の事務所を小松市に置く。
- 第3条(趣旨) 1. 小松市に、多くの人びとにスポーツ・文化の楽しさを伝え、人と人との交流や対話を促進し、まちづくりを推進すると同時に、身体も心も健康な生活をすごせる「集いの場を」創出したいと思いました。そこで、この小松市東部地区を中心とした地域で、歴史と伝統、そして長年の活動実績があるジュニアから社会人チームまで多くの人たちが活動する《チーム・コロナス》を核とした総合型スポーツ・文化クラブをつくり、その活動各団体を支援することで、実現を図ろうと考えました。
2. 発展型としてサッカーだけでなく、この趣旨に賛同いただける他スポーツチーム・文化団体も【活動加盟クラブ・サークル】として登録加盟してもらい、将来的には法人化の設立(取得)をも視野にいたします。
- 第4条(目的) 1. 地域(小松・能美市)の社会教育・まちづくりの推進、子どもの健全育成、生涯スポーツ(サッカー)の振興を図る活動の支援する。
2. 《チーム・コロナス》を物心両面から支援することを主とし、《チーム・コロナス》の各カテゴリーをひとつにまとめる役割を持つ。
3. 会員相互の親睦を図り、地域の《チーム・コロナス》を応援してくれるコロナスサッカーファンを結集させることも目的とする。
4. 本会は、《チーム・コロナス》が永久的に存続するために下記の具体目標掲げる。
(1) 指導者・スタッフの育成、支援
(2) チームグラウンドの確保、管理
(3) OB選手、保護者、地域住民・企業等 支援者の結集
- 第5条(事業) 1. 本会は、前条の目的を充実・達成するため次の事業を行う。
2. 《チーム・コロナス》の活動に対する物心両面にわたる支援活動事業
3. 《チーム・コロナス》活動の広報・宣伝事業
4. 会員相互の親睦を図る事業
5. その他本会の目的を達成するために必要な事業
- 第6条(会員) 1. 本会の会員は、会の目的に賛同する個人・個人事業者または法人もしくは団体とする。
2. この団体の会員は、次の4種とし正会員をもって団体の社員とする。正会員には会員総会での議決権がある。
3. 【正会員】 この団体の目的に賛同して入会し、団体の活動を推進する個人
4. 【賛助会員】 この団体の事業を賛助するために入会した個人
5. 【特別会員】 この団体の事業を賛助するために入会した企業、団体(スポンサー、広告協賛者含む)
6. 【一般会員】 【活動加盟クラブ・サークル】の活動に参加する個人または団体
7. 正会員、賛助会員、特別会員は、毎年1月1日から12月31日までの1年間を入会募集期間とし、趣旨、目的に対し支援してくれる個人、事業所、団体に広く募集する。
- 第7条(入会および脱会) 1. 会員は、所定の会費を納入し入会することができる。
2. 会員は、本人の申し出により脱会することができる。
3. 会費を滞納した者または本会の名誉を汚した者は、理事会の決議により除名されることがある。
- 第8条(役員) 1. 本会に次の役員を置き、正会員より選出する。
2. 会長 1名
3. 副会長 若干名
4. 専務理事 1名(事務局長を兼ねる)
5. 理事 若干名(各カテゴリーのチームからサポート隊理事を出してもらう)
6. 監事 若干名
- 第9条(名誉会長および顧問) 1. 本会に名誉会長および顧問、を置くことができる。名誉会長および顧問は、会長が委嘱する。
- 第10条(役員を選出) 1. 会長は、理事会の決議によって会員の中より選任する。
2. 副会長・専務理事は、会長が選任する。
3. 理事および監事は、総会において会員の中より選任する。
4. 理事の任期は2年、監事は4年とし、再任を妨げない。
5. 役員に欠員を生じた場合は理事会の推挙により補う。但しこの役員の任期は前任者の任期満了時までとする。

- 第11条(役員の任務)
1. 会長は、本会を代表する。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
 2. 専務理事は、事務局長を兼ねる。本会の事業を円滑に遂行するため、事務局長をおき会務・会計業務を行う。
 3. 理事は、理事会を構成し会務を処理する。
 4. 監事は、事業および会計を監査する。
- 第12条(会議)
1. 会議は、総会・理事会および幹事会とする。
 2. 総会は年1回会長が招集し、理事および監事の選出を行い、収支および事業報告を行う。
 3. 臨時総会は、必要に応じて会長が招集する。
 4. 理事会は、定期または臨時に開催し、事業計画・予算および決算その他重要な事項を議決する。
 5. 総会および理事会の議長は会長がつとめる。
 6. 幹事会は、必要に応じて招集し、事業運営に関する事項および理事会に附議すべき事項を議決
- 第13条(会計)
1. 本会の経費は、会費、運営協力金および寄付金その他の収入により賄う。
 2. 会計年度は、毎年3月1日に始まり、翌年2月末日までとする。
- 第14条(会費)
1. 本会の運営は、会費をもってこれにあてる。会員は、総会に於いて別に定める会費(年額)を納入しなければならない。複数口の加入は妨げない。
 2. 【正会員】 3,000円
 3. 【賛助会員】 1口・3,000円
 4. 【特別会員】 1口・10,000円
 5. 【一般会員】 1口・3,000円 (但し、《運営協力金》を納めていただいている各クラブ・サークルに所属しているクラブ員からは、個人の年会費は徴収しない)
 6. 脱会時の会費の返還は行わない。
- 第15条(運営協力金)
1. 本会の運営は、運営協力金をもってこれにあてる。【活動加盟クラブ・サークル】は、運営協力金として、総会に於いて別に定める金額(月額)を納入しなければならない。
- 第15条(細則)
1. この会則に定めるもののほか必要な細則は、理事会の議決を経て会長が別に定める。
- 第16条(施行)
1. 本会則は平成24年5月20日より実施する。
 2. 本会則の「第13条 2.」『会計年度は、毎年5月1日に始まり、翌年4月30日までとする。』を上記文に、平成26年5月25日付けで改正する。